

コロナ禍における信用保証協会の冗長性についての一考察

著者	植林 茂
雑誌名	社会とマネジメント
巻	19
ページ	1-33
発行年	2022-03-19
URL	http://doi.org/10.20557/00003309

コロナ禍における信用保証協会の冗長性についての一考察^{1 2}

植林 茂 *Shigeru UEBAYASHI*

Abstract

In principle, each prefecture has one credit guarantee association in Japan. The function of such a public institution guarantees loans to small and medium-sized enterprises. However, from its historical background more than one credit guarantee association can be found in Aichi, Gifu and Kanagawa prefecture. This paper analyzes how the redundancy of credit guarantee associations worked when the demand for money from SMEs rapidly increased due to COVID-19. The results show as the credit guarantee associations that are relatively small within each prefecture, make a large increase in guaranteed loans, it will lead to expand guaranteed loans for the entire region.

Key Words : 冗長性 信用保証協会 COVID-19
公的信用保証 危機時 フォールトトレランス

1 | 問題意識と状況の確認

本稿は、危機時における金融機能の冗長性のあり方について、コロナ禍での中小・零細企業向けの公的信用保証機能を対象に考察を試みたものである。

一般に中小零細企業向け融資に関しては規模対比でみた情報生産コストが障害となり、しばしば十分な融資を受けられないという問題が生じることなどから、公的機関による関与、具体的には各地の信用保証協会による保証行為が、信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）によって認められている。信用保証協会は、地域に限った業務を行う公的な機関であり、効率性の面から不必要にコストをかけるべきものではないため、多くの地域で一つの協会（具体的には都道府県単位での信用保証協会）からそのサービスが供給されているが、例外的に二つの機関からサービスを受け得る

- 1 本稿の作成に当たっては、椋山女学園から令和3年度学園研究費助成金（B）を受け、これを活用して行った。助成頂いた椋山女学園に、感謝申し上げます。
- 2 本稿の作成に当たっては、前川俊一明海大学名誉教授、名古屋市信用保証協会前田克美理事、愛知県信用保証協会田中健氏より多数の有益なコメントをいただいたほか、岐阜県信用保証協会、岐阜市信用保証協会、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会からデータ面等での協力を得た。厚く感謝したい。

地域が存在する（名古屋市、岐阜市、横浜市、川崎市）。ところで、コロナ禍という平時と一線を画された危機時は、情報生産コスト面から金融機関からの融資を受けにくい中小・零細企業にとってはまさに危急存亡の時であり、当面の資金繰りに際して信用保証協会による保証が生命線とでもいうべき役割を果たすことが少なからず見受けられる。こうした状況下、地域に二つの信用保証協会が存在する地域では、信用保証協会の冗長性はどのようにその機能が発揮されたのであろうか。冗長性とは、様々な使われ方をする言葉であるが、安全工学の分野では、フォールトトレランス³を実現するために空間的冗長（二重系、三重系、多重系等）、情報冗長（誤り訂正符号等）、時間冗長（正常になるまで繰り返す）等があるとしている⁴とされ、また、システム・バイオロジーの分野では「同じような要素がたくさんあって、それがお互いにバックアップするということときには、よく『冗長性』という言葉が使われる」⁵とされており、具体的には、コンピュータのバックアップ機の設置、電気回路におけるバックアップ回路の存在、航空機での重要計測機器の二重設置などが事例として取り上げられることが多い。本稿では、当該地域に複数の信用保証協会が存在する名古屋市、岐阜市、川崎市、横浜市における市独自の信用保証協会の存在について、当該地域の中小・零細企業、あるいはこれを繋ぐ金融機関にとっては保証付き融資に関して県単位の信用協会以外のもう一つのルートとして使えることから、冗長性⁶をとらえ、これが今次COVID-19拡大の当初局面でどのように機能したかを分析・考察することとした。なお、分析に当たっては、一部の県単位の信用保証協会の公表データに地区別データについての制約があることなどから、基本的に愛知県、岐阜県、神奈川県といった県単位を中心に分析した。

まず、事実関係の確認として、全国及び該当する3県の県単位での信用保証の状況を見てみたい。

今回の2020～2021年前半のCOVID-19の当初拡大局面においては、将来の事業活動継続に備えた予備的動機の急速な高まりを受けて中小零細企業の資金需要が大幅に高まり、こうした中で信用保証協会付き融資は、いわゆるゼロゼロ融資（信用保証を

3 Fault Tolerance：システムを構成している一部に不具合が生じて、それに耐えてあるいはそれを許してシステムとしては正常に機能するようにすること。

4 向殿 [2017]。

5 北野・竹内 [2007]P.53。さらに、冗長性は、バイオミクリー（Biomimicry）にも当てはまる機能といえる。

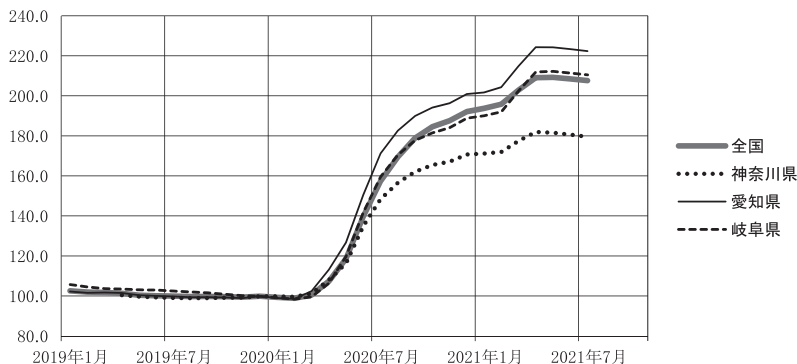
6 本稿では、同じ機能の組織（公的機関）がある地域で複数存在することについて、冗長性という言葉を使った。本稿でとり挙げた愛知県、岐阜県、神奈川県のケースについて厳密に考えれば、例えば、愛知県では名古屋以外、とりわけ三河地域においては、愛知県信用保証協会を利用することはできても、名古屋市信用保証協会を利用することはできず、基本的に名古屋市以外では冗長性が満たされていない。しかし、愛知県最大の名古屋市において二つの信用保証協会を利用できるということは、県内のかかなりの割合の中小企業において公的信用保証利用上の冗長性が担保されていると考えることはできる。

活用した民間金融機関による無利子・無担保融資)を中心に、大幅に増加した⁷。全信用保証協会の保証債務を合計した全国ベースの保証債務残高をみると、コロナ禍前の2019年12月末時点で20.7兆円であったのが、2021年7月末時点では43.0兆円にまで増加しており、2019年12月の実に2.08倍に急増している。因みに、本学の所在する愛知県では、県内に2つある信用保証協会の積極的な取り組み姿勢や預貸率が低下している中での金融機関の競合も相まって、信用保証協会付き融資が急増したことがよく知られており⁸、愛知県全体での保証債務残高は2019年12月末1兆5,500億円から2021年7月3兆4,487億円、残高比2.22倍と全国をかなり上回るペースで増加している。

こうした、全国ベースの動きと比較する形で、コロナ禍前の2019年12月末を100とする指数で県内主要市において冗長性が満たされている地域が県内にある愛知県、岐阜県、神奈川県動きをみたのが図表1及び図表2である。

まず、保証債務残高・金額については、愛知県は全国を上回って推移しているものの、岐阜県は概ね全国並みの推移となっている。一方、神奈川県については、全国をかなり下回って推移している。

図表1 保証債務残高・金額 (2019年12月末=100)



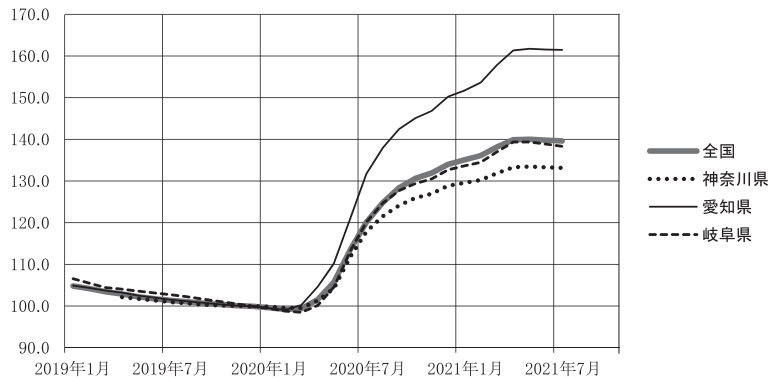
(出典) 全国信用保証協会連合会 HP および各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

次に、保証債務残高・件数についてみると、愛知県は、金額面以上に、全国の動きを大幅に上回って推移しているものの、岐阜県は、金額ベース同様概ね全国並みで推移しており、神奈川県は、金額ベース同様、増加傾向にはあるものの、全国を下回って推移していることが分かる。

7 中小企業庁の田口 [2021] によれば、いわゆるゼロゼロ融資では新規先割合が37.1%になっていると述べている。こうした新規先の拡大が、増加の大きな要因となっている。

8 例えば、日本経済新聞・中部版 (2020年10月14日付)「保証承諾額が過去最大、愛知県信用保証協会4～9月6倍」という記事では、2020年4～9月期の保証承諾額が愛知県信用保証協会では前年同期の6倍で保証承諾額が半期ベースでは過去最大となり、名古屋市信用保証協会では同7倍を記録したとある。

図表2 保証債務残高・件数（2019年12月末=100）



（出典）全国信用保証協会連合会 HP および各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

信用保証協会が地域的に複数あるという冗長性については、公的機関の非効率を指摘する意見⁹も存在するが、COVID-19の感染拡大のような平時と異なる危機時の局面ではプラスの面が見込まれるはずである。しかし、上述のように実際の計数をみると、冗長性の効果が発揮できたとみられる地域もあれば、さほど発揮されなかったように見受けられる地域もある。そうした違いはなぜ発生しているのか。全国を下回った地域でも、2019年12月末との対比で見れば大幅に増加していることは確認できるほか、増加の程度については当該地域における中小・零細企業のコロナ禍の影響の程度、業種構成、中小・零細企業の地域間での財務力の差異、その他営業基盤の特性の違い、各地行政の取り組み姿勢などに左右される面が大きいと考えられるので、全国の動きを下回って推移しているといっても、冗長性がプラスに機能していないとは必ずしも言えない可能性がある。

本稿では、そもそも組織的にまずそもそもの信用保証協会が複数になっている冗長性の現状となぜ複数機関になっているのか、どう変化したかの経緯を基本的な事実関係として抑えたうえで、COVID-19が広がる中において、なぜこうした違いが生じたかを分析し、冗長性のインプリケーションを考察する。

2 | 先行研究

冗長性は、安全工学では広く認識されている概念である。Lala [1988] は信頼性の高いシステムを設計するための最も基本的な手段の一つとして、冗長性を挙げている。また、宮崎・向殿 [2007] は、安全の国際規格として、この実現のための基本的な方法として冗長技術をとり挙げている。

⁹ 後述するように、大阪府・大阪市では、二重行政を排し、行政の効率性を高めるという観点から、2014年5月に大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会を統合した。

また、システム・バイオロジーの立場から、北野 [1999] や北野・竹内 [2007] は、Boeing747 等にみられる多重油圧系統などの例を挙げたうえで、ロバストネスの向上のために冗長性が必要であることを解いている。なお、冗長性は、近年急速に関心が広がりつつあるバイオミクリー (Biomimicry) とも関連する部分があると考えることができる。

さらに、組織科学の分野において、藤川 [2015] は組織事故は避け得ることができるといふ高信頼性理論の立場から、高信頼性組織の持つ特徴としてリダンダンシー (冗長性) を最初に挙げている。

金融分野で、金融機能の冗長性に多少関連する研究としては、Albertazzi and Bottero (2013) が、2008 年世界金融危機 (リーマン・ショック) 前後の主として海外金融機関の信用供与について調べ、危機時における海外金融機関の信用供与状況が当該市場と本店との距離を反映していることを示している。

一方、冗長性とは別に、信用保証関連での実証研究をみると、最近のものとしては、金・家森 [2021] は日韓台の信用保証機関の効率性を DEA モデルを使って比較し、信用保証機関の組織数が最も多い日本が最も非効率であるという結論を得ている。ただそうした中で、日本の地域的な比較をみると、(冗長性が満たされる県が存在する) 東海地区が最も効率的で、関東甲信越地区が 2 番目に効率的であるという結果となっており、興味深い。また、2008 年世界金融危機後の地域金融機関の信用保証制度の利用状況について、近藤 [2012] は、地域銀行の財務属性の観点から、大規模な地銀は優良顧客との取引が多く同制度を利用しない傾向にある一方、財務の健全性の低い地域銀行が同制度に相対的に強く依存しているわけではないことなど、を指摘している。さらに、信用保証制度の地域間格差の問題に関して、播摩谷 [2012] は、90 年代後半からの中小企業金融安定化特別保証制度が金融機関の効率性指標を通して代位弁済率の影響に与える効果について都道府県別のパネル分析等を行っている。さらに、安田 [2010] は、2008 年 10 月に実施された緊急保証制度と信用金庫の貸出の関係について実証研究を行っている¹⁰。

3 | 信用保証協会の設置状況の推移と複数信用保証協会がある地域の状況

本章では、現在の全国 51 信用保証協会になるまでの推移と、複数の信用保証協会が存在する愛知県、岐阜県、神奈川県の状態をみる。

まず最初に、何故、3つの県で複数の信用保証協会を有しているのか、その背景・理由について、現在の 51 信用保証協会になった歴史的経緯から把握した後で、愛知県、岐阜県、神奈川県の状態をみる。

10 ここでは、信用保証関連の実証研究のうち本稿との関連のあるごく一部の研究だけをとり挙げたが、信用保証関連の先行研究について詳しくは、植林 [2021] を参照していただきたい。

(1) 信用保証協会の設置・統合の歴史的経緯

信用保証協会がわが国で初めて設立されたのは、戦前の1937年（昭和12年）である。我が国では、戦前、中小企業の信用力補完による金融円滑化を企図して1931年の「愛知県中小商工業者産業資金補償制度」「大阪府工業組合および産業組合短期小額融通資金補償制度」を嚆矢として、中小企業の返済不能から生じる金融機関の損失の一定割合を地方公共団体が補填する保証制度が広がっていった。しかし、手続きが煩瑣で補償限度も低いといった制約があり、十分な効果を挙げているとはいえなかった。そこで民法上の催告、検索の両抗弁権を放棄した形態の保証による債務保証を専業とし、直接的に中小企業の信用力補完を狙った信用保証協会の構想が浮かび上がり、ドイツなどの信用保証制度を参考にしながら1937年7月に社団法人「東京信用保証協会」の設立が認可され、9月に開業するに至った¹¹。戦前には、これを含め3つの信用保証協会が設立されたものの、その後の太平洋戦争による統制経済の強まりを背景に、総じてみれば、順調な発展という状況には至らなかった。

戦後になると、政府が、経済復興施策の一環として1947年2月に「中小企業振興対策要綱」、同年11月に「中小企業対策要綱」を閣議決定、これをうけて1948年に中小企業庁を発足させ、同年8月に「中小企業金融対策要綱」を閣議決定するに至る。同要綱の中で、信用保証制度の活用が重要施策の一つとして取り上げられたことを受け、戦後復興に取り組む各地方公共団体において信用保証協会設立の動きが急速に広がっていった¹²。具体的には、1947年11月の横浜市信用保証協会の設立を皮切りに、1948年15協会、1949年にはピークの29協会が設立されるに至った。

その後、GHQの占領政策の一つとして1948年7月に公布された「事業者団体法」を受けて、社団法人として設立されていた一部の信用保証協会を財団法人にするとした対応が全国的に図られる動きがみられた¹³などの曲折があった後、1953年10月の「信用保証協会法」の制定以降は各信用保証協会は同法に基づく特殊法人（大蔵・通産両大臣による認可法人）に移行して現在に至っている。

次に、本稿のテーマとなっている都道府県エリアの中に複数信用保証協会が設置さ

11 江口 [2005] p.p.15-18、東京信用保証協会 HP。

12 江口 [2005]、愛知県信用保証協会 [1969] など。

13 1949年末の段階で社団法人37協会、財団法人11協会となっていたが、社団組織の協会は、「事業者団体法」に抵触する疑問が生じ（愛知県信用保証協会 [1969] p.8）、財団組織への移行の手続きを行った。これはGHQが財閥残存勢力の排除を企図する中、1947年に「独占禁止法」、1948年に「事業者団体法」が制定されたが、同法によれば、信用保証協会は事業者団体に該当し、その事業は公正取引委員会の認可を要するものとされたが、同委員会は禁止行為の類似行為とみて、これを認可しないことを決定した。こうした状況下、従来、財団、社団法人などまちまちの形で設立されていたものを財団法人として統一し、その打開を図ろうとしたが、各信用保証協会についての考え方が異なったため不徹底に終わり、結局、事業者団体法との関係を明確に解決するのは、1953年の信用保証協会法の成立による協会の認可法人への移行を待つことになった（江口 [2005] p.p.22-23）。

れている、いわゆる冗長性の観点から設置、統合の状況を見る。

戦後の設立は、1947年に横浜市、1948年6月に名古屋市と、終戦直後当初は、市ベースでの信用保証協会が先行しているように窺われる。しかし、中小企業庁や大蔵省の行政スタンスもあったとみられ、都道府県単位での設立が中心に移っていった¹⁴。このため、市単位での信用保証協会の設立は、戦後は、横浜市、名古屋市、川崎市、岐阜市、能代市と、戦前の大阪市を加えても、計6協会に過ぎない。これら6つの協会は、いずれも府県単位での信用保証協会の設立に先んじており、また、岐阜市、能代市を除き、現在の政令指定都市での設立であり、府県単位での信用保証協会が存在しない中で多数存在する地元中小企業等からの強いニーズを受けて設立したものと史料される。

このうち、他と比べてやや異なった設立経緯であるのが、能代市信用保証協会の設立についてである。これは、1949年2月20日の第一次能代大火(焼失家屋等2,247家屋、被災者8,790人、被災地面積は83.6haと市街地の42%に及んだ)の後の地域復興のための中小企業支援として、蛭川虎三中小企業庁長官(後の京都府知事)が蓮池秋田県知事に示唆し、愛知揆一大蔵省銀行局長が「秋田県で協会を設立する際は無条件で吸収合併することを条件に、能代市信用保証協会の設立を認可し」、1949年7月に開業している。なお、能代市信用保証協会は、1951年4月に設立された秋田県信用保証協会に1963年2月に統合されている。統合が遅れたのは、能代市信用保証協会の財政状況の悪さを背景に、秋田県信用保証協会が経営基盤の悪化を回避すべくその吸収を先送りしていたためと考えられる。¹⁵

また、大阪については、橋下徹・松井一郎体制の下、大阪都構想を進めていた大阪府・大阪市において、二重行政解消を企図して議論を続け、最終的に2014年5月に大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合され¹⁶、大阪信用保証協会が設

14 川村 [2020]によれば、一つの信用保証協会の設立に関して、当時の中小企業庁長官が地元の知事等に対して「県単位の信用保証協会なら大蔵省も認めるので県に働きかけるよう示唆した」(p.39)とある。なお、当時、社団法人の設立には、主務大臣である大蔵省と通商産業省の許可が必要であった。

15 川村 [2020] p.39。また、秋田県産業労働部長(当時)の菊池 [1963]も、「[県の信用保証協会が設立された場合には、これと合同調整をはかる。]との条件のもとに、能代市信用保証協会を設立し」と述べている。なお、1949年に設立された能代市信用保証協会とその2年後の1951年に設立された秋田県信用保証協会との統合については、「前記認可条件に従い、できるだけ早い機会に合併と実現すべく、その折衝に乗り出したのでありますが、大火復興金融の債務保証のうちに、代位弁済額が多く、直ちに合併することは、設立間もない県信用保証協会の経営基盤を危うくするとの異論があったため、合併に対しては消極的態度をとらざるを得ない実情にあり」、長期にわたり見送られていたが、「昭和36年6月に至り大蔵省および通商産業省から、県並びに両信用保証協会に対して、合併の勧奨が行われた」ことから、1963年2月に両信用保証協会は統合された(菊池 [1963])。

16 2014年2月1日の日本経済新聞(地方経済面・近畿B)では、「大阪府市信用保証協会5月合併へ」との見出しの記事の中で、「合併に向け協議をしていた大阪府中小企業信用保証協会と

立されている¹⁷。こうした動きを眺めてであろうか、唯一の政令都市以外の市で信用保証協会を有している岐阜市では、「岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会」を組成し、2012年に報告書を出し、岐阜市が岐阜県とは別に信用保証協会を設置することの功罪を議論し、メリットが大きいとして存続を続けると判断している。

上記のような経緯を経て、2014年5月以降は、複数の信用保証協会を有する県は愛知県、岐阜県、神奈川県の3県（4市）のみとなっている。

図表3 信用保証協会・設置統合の推移

設立・統合年	信用保証協会名 ()内は設立・統合月、アンダーラインは市単位の信用保証協会	総信用保証協会数 (月末時点)	複数の保証協会が存在する府県の数	備考
1937年7月	東京 ¹⁸	1	0	
1939年4月	京都 ¹⁹	2	0	
1942年8月	大阪市	3	0	
1947年11月	<u>横浜市</u>	4	0	
1948年6月	<u>名古屋市</u>	5	0	
9月	<u>愛知県</u> 、 <u>川崎市</u>	7	1	神奈川県は、横浜市、川崎市の2協会に。愛知県は、名古屋市、愛知県の2協会に。
10月	兵庫県、岡山県、岩手県	10	1	
11月	大阪府中小企業	11	2	大阪府は、大阪市、大阪府中小企業の2協会に。
12月	福井県、広島県、鹿児島県、山口県、 <u>神奈川県</u> 、鳥取県、和歌山県	18	2	神奈川県は、横浜市、川崎市、神奈川県の3協会に。
1949年1月	富山県	19	2	
2月	青森県	20	2	
3月	愛媛県、長野県、鳥根県、福岡県、熊本県	25	2	
4月	大分県、宮城家、滋賀県、宮崎県、石川県、千葉県、福島県、北海道、新潟県、 <u>岐阜市</u> 、三重県	36	2	
5月	山梨県	37	2	
6月	埼玉県	38	2	
7月	<u>能代市</u> ²⁰	39	3	

大阪市信用保証協会は31日、合併契約を結んだ。一中略一、重複する利用者が多いことから、大阪府と大阪市は二重行政の象徴として取り上げ、府市統合本部で合併の方針を打ち出していた。」とある。

- 17 2014年5月10日付日本経済新聞（近畿版）「大阪府市の信用保証協19日合併」。
- 18 東京信用保証協会は、東京市の臨時中小商工業振興調査会の答申をもとに、東京府、東京市が共同して設立委員会を設置し、府、市商工団体、金融機関など156の会員と20万円の出資金により社団法人として設立された（江口 [2005] p.p.17-18）。
- 19 京都信用保証協会は、京都の商工会議所を中心として京都府、京都市ほか3市の共同により設立が計画され、開業した（江口 [2005] p.20）。
- 20 同信用保証協会の設置月については、菊池 [1963] による。

8月	山形県	40	3	
9月	群馬県、香川県	42	3	
10月	栃木県、高知県	44	3	
11月	静岡県	45	3	
12月	群馬県、奈良県、徳島県	48	3	
1951年2月	岐阜県	49	4	岐阜県は、岐阜市、岐阜県の2協会に。
4月	秋田県	50	5	秋田県は、能代市、秋田県の2協会に。
1952年7月	長崎県	51	5	
1954年7月	佐賀県	52	5	
1961年8月	沖縄県	53	5	全都道府県に信用保証協会が設置。
1963年2月	能代市信用保証協会が秋田県信用保証協会に統合	52	4	秋田県は、秋田県の1協会に。
2014年5月	大阪府中小企業信用保証と大阪市信用保証協会を統合して大阪信用保証協会を設立	51	3	大阪府は大阪信用保証協会の1協会に。

(出典) 愛知県信用保証協会 20年史編集委員会 [1969]、名古屋市信用保証協会 [1988]、秋田県信用保証協会 HP、菊池 [1963]、川村 [2020] などから筆者作成。

(2) 愛知県・名古屋市の現状

つぎに、重複して信用保証協会がある3県の現状を順にみていきたい。

愛知県信用保証協会と名古屋市信用保証協会の業容を比べると(図表4)、2021年3月末時点で、名古屋市信用保証協会は、愛知県信用保証協会を100としたとき、役員数で47、基本財産で31、保証債務残高の件数ベースで39、同金額ベースで46にとどまっている。

もともと、業容を名古屋市に比べて比較してみると、2021年3月末時点での愛知県信用保証協会の保証債務残高(市内分)を100としたとき、名古屋市信用保証協会の保証残高は、件数ベースで154、金額ベースで183と、愛知県内とは位置づけが逆転し、名古屋市内においては大きな存在感を有していることが分かる。

コロナ禍に入った2020年以降の名古屋市信用保証協会の保証承諾の件数ベース・金額ベースを前年度と比較すると(図表5)、ともに4倍程度となるなど、コロナ禍での急速な伸びが分かる。これを反映した形で、保証債務残高も件数ベースで6割強の増加、金額ベースでは2倍を上回る状況となっている。

こうした名古屋市信用保証協会の保証債務残高等の急速な伸びは、前掲の図表1、2同様、2019年12月末を100とした指数のグラフをみると、よりはっきりと理解することができる(図表6、7)。このグラフをみる限り、名古屋市内においては、愛知県信用保証協会は、件数ベースでは全国全保証協会の合計並みの伸び、金額ベースではそれを下回る伸びにとどまっている一方で、名古屋市信用保証協会が件数・金額とも全国を大幅に上回る伸びとなっており、名古屋市全体の保証債務残高を引き上げた

ことが分かる²¹。

なお、岐阜県、神奈川県信用保証協会と役職員数を比べると、愛知県信用保証協会の半分以下の人員数の名古屋市信用保証協会についても、他の2県の信用保証協会の中で最も業容の大きい神奈川県信用保証協会と比べ、人員数で約9割弱、保証債務残高（金額ベース）で9割強となっており、相対的な規模としては大きいことが分かる（図表4、8、12）。こうした愛知県の2保証協会の規模の大きさがコロナ禍の局面での中小企業支援に奏功した可能性がある。

図表4 愛知県内の2信用保証協会の比較（県全体）

	愛知県信用保証協会		名古屋市信用保証協会	
		県協会を100とした指数		県協会を100とした指数
設立	1948年9月9日	(県内設立順位2)	1948年6月30日	(県内設立順位1)
本店所在地	名古屋市	—	名古屋市	—
拠点（本・支所、事務所）数	3か所	(名古屋市、岡崎市、豊橋市)	1か所	(名古屋市のみ)
常勤役職員数(2021年4月1日)	288名	100.0	120名	46.5
基本財産 ²² (2021年3月末)	1,023.6億円	100.0	318.3億円	31.1
保証債務残高・件数(同) (同(2020年3月末))	154,172件 (99,392件)	100.0 (100.0)	59,641件 (36,450件)	38.9 (30.5)
保証債務残高・金額(同) (同(2020年3月末))	22,898.9億円 (11,442.9億円)	100.0 (100.0)	10,427.6億円 (4,464.5億円)	45.5 (39.0)
保証承諾・件数(2020年度) (保証承諾・件数(2019年度))	105,008件 (32,657件)	100.0 (100.0)	39,985件 (10,457件)	38.1 (32.0)
保証承諾・金額(2020年度) (保証承諾・金額(2019年度))	18,684.5億円 (5,453.8億円)	100.0 (100.0)	9,069.1億円 (1,962.7億円)	48.5 (36.0)
利用金融機関数 ²³	57行庫	100.0	41行庫	59.6
利用企業数 ²⁴	79,886社	100.0	29,185社	36.5

(出典) 各信用保証協会 HP、公表資料の公表データを使って筆者作成。

図表5 愛知県2信用保証協会の名古屋市内についての比較

	愛知県信用保証協会(名古屋市分)		名古屋市信用保証協会	
		県協会を100とした指数		県協会を100とした指数
保証債務残高・件数(同) (同(2020年3月末))	38,651件 (28,699件)	100.0 (100.0)	59,641件 (36,450件)	154.3 (127.0)
保証債務残高・金額(同) (同(2020年3月末))	5,700.8億円 (3,604.6億円)	100.0 (100.0)	10,427.6億円 (4,464.5億円)	182.9 (123.9)
保証承諾・件数(2020年度) (保証承諾・件数(2019年度))	21,177件 (9,743件)	100.0 (100.0)	39,985件 (10,457件)	188.8 (107.2)
保証承諾・金額(2020年度) (保証承諾・金額(2019年度))	3,809.9億円 (1,906.7億円)	100.0 (100.0)	9,069.1億円 (1,962.7億円)	238.0 (102.9)

(出典) 各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

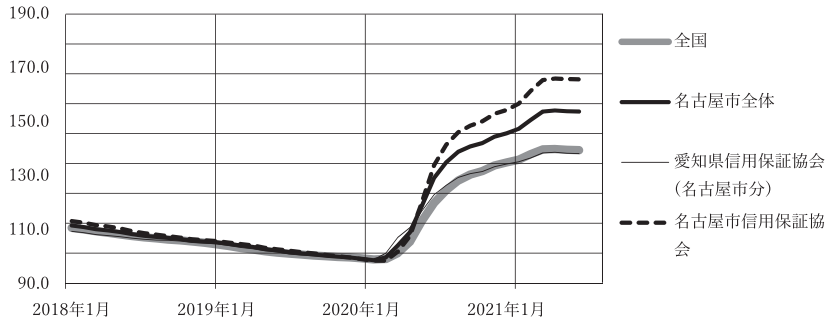
21 逆に、名古屋市以外では愛知県信用保証協会の保証債務残高の金額ベースでの伸びが高いが、ここでのテーマは冗長性であるため、事実の指摘にとどめる。

22 基金+基金準備金の合計額。

23 2021年3月末の保証債務残高を有する金融機関。

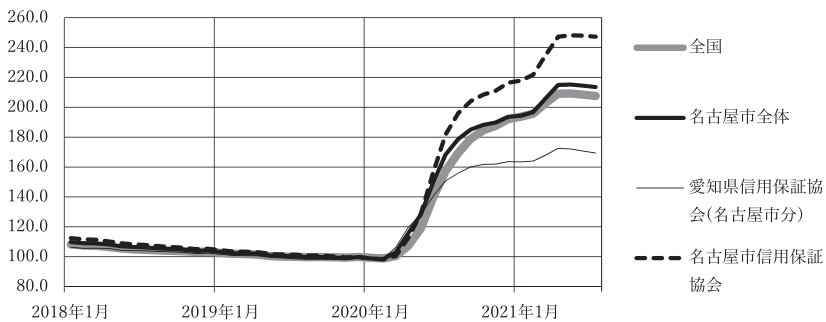
24 2021年3月末の保証債務残高を有する法人等。

図表6 名古屋市内の保証債務残高・件数（2019年12月末=100）



(出典) 全国信用保証協会連合会 HP および各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表7 名古屋市内の保証債務残高・金額（2019年12月末=100）



(出典) 全国信用保証協会連合会 HP および各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

(3) 岐阜県・岐阜市の現状

岐阜県信用保証協会と岐阜市信用保証協会の業容を比べると（図表8）、2021年3月末時点で、岐阜市信用保証協会は、岐阜県信用保証協会を100としたとき、役員員数で35、基本財産で23、保証債務残高の件数ベースで21、同金額ベースで25にとどまっている。また、岐阜市信用保証協会は、常勤役員員数が32名と今回取り上げた信用保証協会の中で最も規模が小さく、コロナ禍で申し込みが殺到したときなどの対応の迅速性には一定の限界が生じる可能性があると思われる。

もっとも、業容を岐阜市内に限ってみると（図表9）、2021年3月末時点での岐阜県信用保証協会の保証債務残高（市内分）を100としたとき、岐阜市信用保証協会の保証債務残高は、件数ベースで199、金額ベースで281と、名古屋市内における名古屋市信用保証協会以上に岐阜市における岐阜市信用保証協会は高いシェアを有していることが分かる。

岐阜市内の計数について（ ）に示した前年度の計数と比較してみると、岐阜県信用保証協会の岐阜市内に関する計数に対する岐阜市信用保証協会の計数の比率（図表9の県協会を100とした指数参照）は、保証承諾・件数、保証承諾・金額については

前年と比べ低下しているものの、保証債務残高・件数、保証債務残高・金額については上昇しており、ストックベースでのシェアが高まっていることが分かる。

しかしながら、岐阜県信用保証協会の岐阜市分と岐阜市信用保証協会の保証債務残高について2019年12月末を100とした指数のグラフをみると(図表10、11)、件数ベースでは岐阜市信用保証協会こそ全国を上回る伸びを示しているものの、岐阜県信用保証協会の岐阜市分は全国を大幅に下回る伸びにとどまっており、金額ベースでは岐阜県信用保証協会の岐阜市分、岐阜市信用保証協会とも全国を下回る伸びとなっている。フローの動きである保証承諾の件数・金額が名古屋市同様高い伸びを示したにも関わらず、保証債務残高ベースでは伸びがそれと比べて鈍いように窺われる。

図表8 岐阜県内の2信用保証協会の比較(県全体)

	岐阜県信用保証協会		岐阜市信用保証協会	
		県協会を100とした指数		県協会を100とした指数
設立	1951年2月23日	(県内設立順位2)	1949年4月28日	(県内設立順位1)
本店所在地	岐阜市	—	岐阜市	—
拠点(本・支所、事務所)数	3か所	(岐阜市、多治見市、高山市)	1か所	(岐阜市のみ)
常勤役員数(2021年3月末)	92名	100.0	32名	34.8
基本財産 ²⁵ (2021年3月末)	300.4億円	100.0	68.7億円	22.9
保証債務残高・件数(同) (同(2020年3月末))	45,920件 (33,246件)	100.0 (100.0)	9,629件 (6,688件)	21.0(20.1)
保証債務残高・金額(同) (同(2020年3月末))	5,408.8億円 (2,605.1億円)	100.0 (100.0)	1,350.5億円 (721.5億円)	25.0(27.7)
保証承諾・件数(2020年度) (保証承諾・件数(2019年度))	25,466件 (7,759件)	100.0 (100.0)	5,868件(2,531件)	23.0(32.6)
保証承諾・金額(2020年度) (保証承諾・金額(2019年度))	4,410.2億円 (931.3億円)	100.0 (100.0)	1,141.4億円 (417.4億円)	25.9(44.8)
利用金融機関数 ²⁶	40行庫	100.0	16行庫	40.0
利用企業数 ²⁷	23,710社	100.0	—	—

(出典) 各信用保証協会HPの公表データを使って筆者作成。

25 基金+基金準備金の合計額。

26 各協会とのバランス上、利用実績のない整理回収銀行、国際協力銀行、政策投資銀行、農林中央金庫等は外し、2021年3月末時点において残高のある金融機関数でカウント。

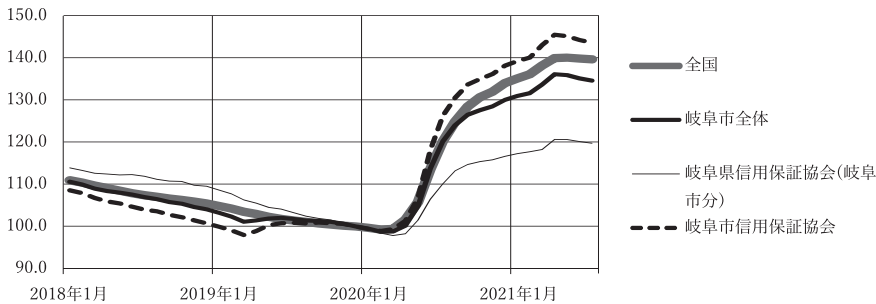
27 各信用保証協会がディスクロ誌等で公表しているデータ。定義の詳細不明。

図表9 岐阜県2信用保証協会の岐阜市内についての比較

	岐阜県信用保証協会（岐阜市分）		岐阜市信用保証協会	
		県協会を100とした指数		県協会を100とした指数
保証債務残高・件数（同） （同（2020年3月末））	4,829件 （3,994件）	100.0 （100.0）	9,629件 （6,688件）	199.4 （167.5）
保証債務残高・金額（同） （同（2020年3月末））	481.2億円 （301.7億円）	100.0 （100.0）	1,350.5億円 （721.5億円）	280.7 （239.1）
保証承諾・件数（2020年度） （保証承諾・件数（2019年度））	2,251件 （821件）	100.0 （100.0）	5,868件 （2,531件）	260.7 （308.3）
保証承諾・金額（2020年度） （保証承諾・金額（2019年度））	342.8億円 （90.7億円）	100.0 （100.0）	1,141.4億円 （417.4億円）	332.9 （459.8）

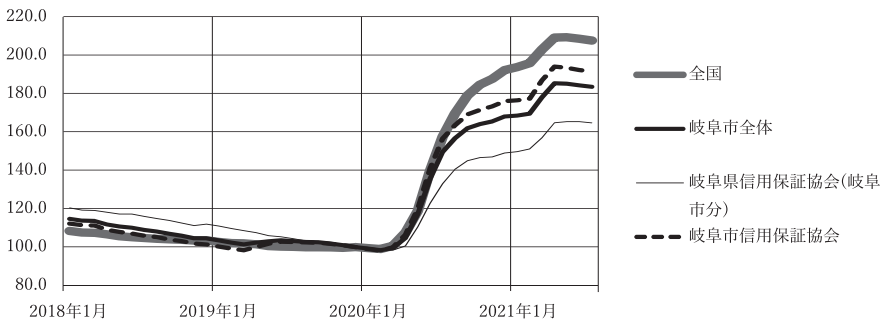
（出典）各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表10 岐阜市内の保証債務残高・件数（2019年12月末 = 100）



（出典）全国信用保証協会連合会 HP および各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表11 岐阜市内の保証債務残高・金額（2019年12月末 = 100）



（出典）全国信用保証協会連合会 HP および各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

（4）神奈川県・横浜市・川崎市の現状

神奈川県内にある神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会の業容を比べると（図表12）、2021年3月末時点で、横浜市信用保証協会は、神奈川県信用保証協会を100としたとき、役職員数で63、基本財産で45、保証債務残高や保証承諾の件数・金額で55～64となっており、このウェイトについてはコロナ禍

前後で比べて大きな変化はみられない。横浜市内での神奈川県信用保証協会と横浜市信用保証協会の活動状況についてみると（図表 13）、神奈川県信用保証協会の保証債務残高（市内分）を 100 としたとき、コロナ禍前後の横浜市信用保証協会の保証債務残高、年間保証承諾は、件数ベース・金額ベースとも 161～290 とおおむね 2～3 倍程度で大きな変化なく推移しているようにみうけられ、横浜市信用保証協会の横浜市内での存在感は大きいようである。もっとも、コロナ禍前後の信用保証業務の遂行状況について 2019 年 12 月を 100 とした指数でみると（図表 14、15）、横浜市内の保証債務残高については、件数でこそ横浜市信用保証協会が全国（全信用保証協会）を上回る伸びとなったものの、それ以外については保証債務残高の件数・金額とも全国を下回る伸びとなっており、（営業基盤は業種構成などが影響しているのかもしれない）相対的には、非常に大きく伸びたとは言えない。特に、横浜市内における神奈川県信用保証協会の件数ベースでの伸びの低さは際立っている。

一方、川崎市信用保証協会は、常勤役職員 36 名と小所帯で、基本財産、保証債務残高・年間保証承諾の件数・金額はいずれも概ね神奈川県信用保証協会の 2 割前後と小振りな信用保証協会であるが（図表 12）、業容を川崎市内に限ってみると、重複している他地域同様にシェアは高く、2021 年 3 月末時点での神奈川県信用保証協会の保証債務残高（市内分）を 100 としたとき、川崎市信用保証協会の保証債務残高、年間保証承諾は、件数ベース・金額ベースとも 180～327 とおおむね 200～300 程度で推移しているようにみうけられ、川崎市内では相応の位置づけにあると考えられる（図表 13）。もっとも、コロナ禍前後の川崎市内での信用保証業務の状況について 2019 年 12 月を 100 とした指数でみると（図表 16、17）、件数ベース・金額ベースとも、全国合計の伸びを明らかに下回っている。

図表 12 神奈川県内の 3 信用保証協会の比較（県全体）

	神奈川県信用保証協会		横浜市信用保証協会		川崎市信用保証協会	
		県協会を 100 とした指数		県協会を 100 とした指数		県協会を 100 とした指数
設立	1948年12月23日	(県内設立順位 3)	1947年11月29日	(県内設立順位 1)	1948年9月28日	(県内設立順位 2)
本店所在地	横浜市		横浜市	—	川崎市	—
拠点（本・支所、事務所）数	8 か所	(横浜 2、川崎・小田原・横須賀・藤沢・厚木・相模原 各 1)	4 か所	(すべて横浜市内)	1 か所	(川崎市内)
常勤役職員数 (2021 年 3 月末)	152 名	100.0	95 名 (4 月 1 日)	62.5	36 名 (4 月 1 日)	23.7
基本財産 ²⁸ (2021 年 3 月末)	572.8 億円	100.0	255.1 億円	44.5	121.0 億円	21.1

28 基金 + 基金準備金の合計額。

(図表 12 続き)

保証債務残高・件数(同) (同(2020年3月末))	77,321 件 (60,731 件)	100.0 (100.0)	42,790 件 (29,516 件)	55.3 (48.6)	15,888 件 (12,428 件)	20.5 (20.5)
保証債務残高・金額(同) (同(2020年3月末))	11,653.8 億円 (7,054.6 億円)	100.0 (100.0)	6,541.8 億円 (3,397.5 億円)	56.1 (48.2)	2,190.4 億円 (1,193.0 億円)	18.8 (16.9)
保証承諾・件数(2020年度) (保証承諾・件数(2019年度))	43,065 件 (15,366 件)	100.0 (100.0)	27,440 件 (10,098 件)	63.7 (65.7)	9,860 件 (3,046 件)	14.7 (19.8)
保証承諾・金額(2020年度) (保証承諾・金額(2019年度))	9,009.7 億円 (2,846.3 億円)	100.0 (100.0)	5,547.3 億円 (1,784.5 億円)	61.6 (63.0)	1,831.9 億円 (419.0 億円)	20.3 (19.8)
利用金融機関数 ²⁹	48	100.0	32	66.7	26	54.2

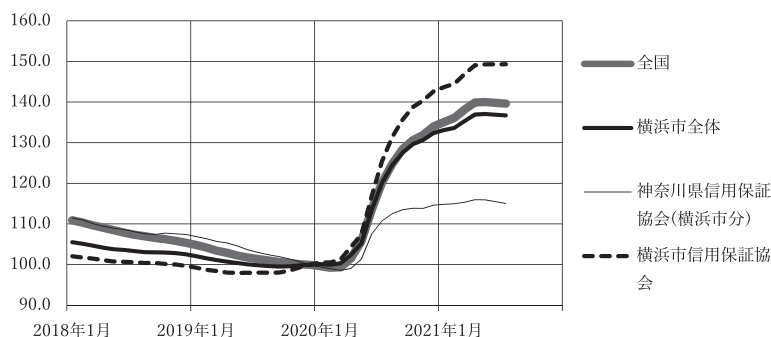
(出典) 各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表 13 神奈川県 3 信用保証協会の横浜市、川崎市での比較

	横浜市				川崎市			
	神奈川県信用保証協会 (横浜市分)		横浜市信用保証協会		神奈川県信用保証協会 (川崎市分)		川崎市信用保証協会	
	県協会(横 浜市分)を 100とした 指数		県協会(横 浜市分)を 100とした 指数		県協会(川 崎市分)を 100とした 指数		県協会(川 崎市分)を 100とした 指数	
保証債務残高・件数(同) (同(2020年3月末))	19,504 件 (16,664 件)	100.0 (100.0)	42,790 件 (29,516 件)	219.4 (177.1)	5,675 件 (4,471 件)	100.0 (100.0)	15,888 件 (12,428 件)	280.0 (278.0)
保証債務残高・金額(同) (同(2020年3月末))	3,085.9 億円 (2,103.6 億円)	100.0 (100.0)	6,541.8 億円 (3,397.5 億円)	212.0 (161.5)	906.5 億円 (526.3 億円)	100.0 (100.0)	2,190.4 億円 (1,193.0 億円)	241.6 (226.7)
保証承諾・件数(2020年度) (保証承諾・件数(2019年度))	9,471 件 (3,753 件)	100.0 (100.0)	27,440 件 (10,098 件)	289.7 (269.1)	3,008 件 (1,192 件)	100.0 (100.0)	9,860 件 (3,046 件)	327.8 (255.5)
保証承諾・金額(2020年度) (保証承諾・金額(2019年度))	2,170.7 億円 (840.9 億円)	100.0 (100.0)	5,547.3 億円 (1,784.5 億円)	255.5 (212.2)	669.7 億円 (231.9 億円)	100.0 (100.0)	1,831.9 億円 (419.0 億円)	273.5 (180.7)

(出典) 各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

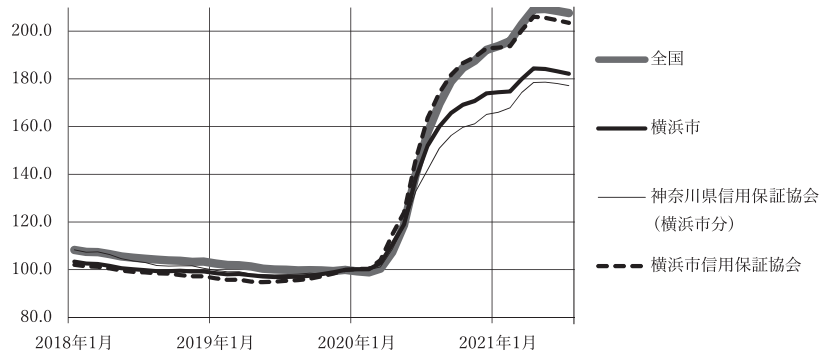
図表 14 横浜市内の保証債務残高・件数(2019年12月末=100)



(出典) 各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

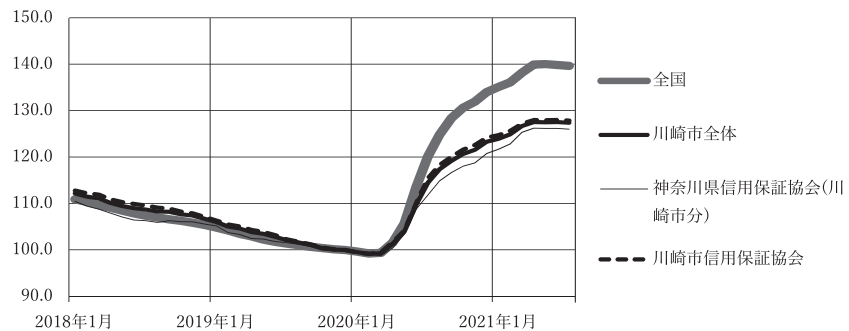
29 各協会とのバランス上、2021年3月末時点において残高のある金融機関数でカウント。

図表 15 横浜市内の保証債務残高・金額（2019年12月末 = 100）



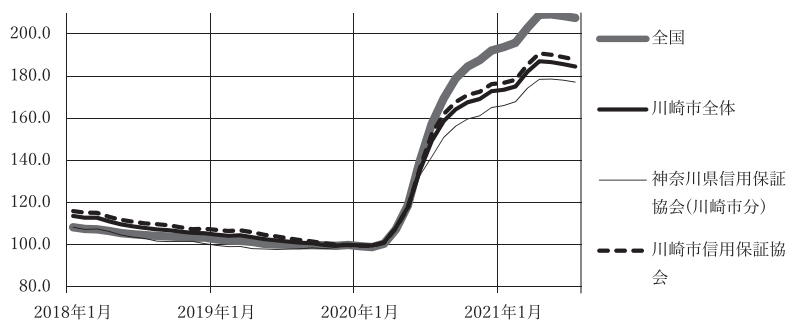
（出典）各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表 16 川崎市内の保証債務残高・件数（2019年12月末 = 100）



（出典）各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表 17 川崎市内の保証債務残高・金額（2019年12月末 = 100）



（出典）各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

上述した信用保証協会について冗長性のある3県、4市の状況を纏めると、名古屋市こそ件数を中心にコロナ禍において全国を上回る信用保証の伸びが示現したものの、岐阜市、横浜市、川崎市においてのコロナ禍における県信用保証協会と市信用保証協会を合計した全体での保証債務残高の伸びは全国を下回っており、これらの動きを外

形的にみる限りは、今後のコロナ禍の危機時において冗長性が信用保証付き融資の拡大に高い効果を発揮したという結論は導けないことになる。もっとも、後述する通り、これが地域における信用保証機関の冗長性、すなわち複数の信用保証機関が存在することに意味がないことにはストレートに結びつかないことに注意が必要である。

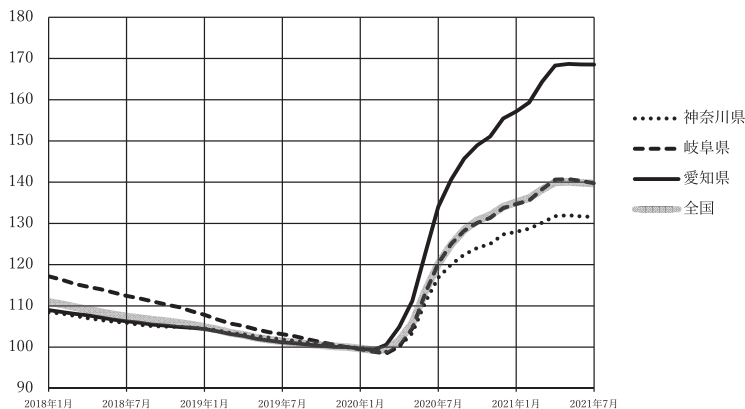
やや細かく、地域ごとの状況を信用保証協会が複数ある市についてみると、各市とも県の信用保証協会については、ほぼすべてで全国の動きを下回って推移している（ただし、名古屋市の件数ベースのみについてはおおむね全国並み）。一方、市の信用保証協会については、名古屋市では件数ベース・金額ベースとも明らかに全国を上回った動き、岐阜市・横浜市では件数ベースで全国を上回り、金額ベースでは横浜市ではおおむね全国並み、岐阜市では全国を下回る動き、一方、川崎市では件数ベース・金額ベースとも全国を下回る動き、となっている。

(5) 各県の該当市以外の状況

さらに、信用保証協会が冗長的に存在する市以外の状況、すなわち愛知県の名古屋市以外、岐阜県の岐阜市以外、神奈川県横浜市・川崎市以外の保証債務残高を確認しておきたい。

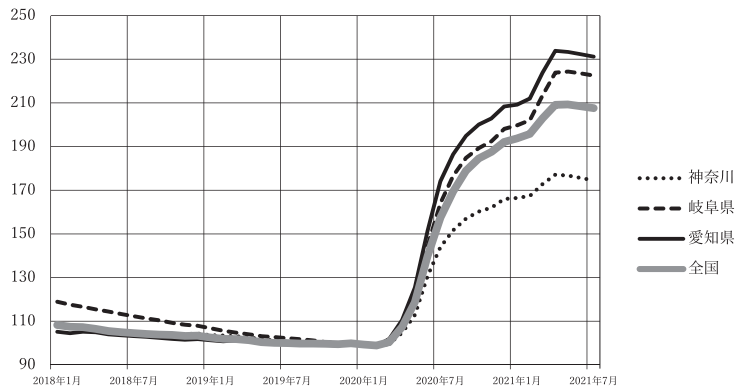
図表 18、図表 19 をみると、3 県の該当市以外の状況をみると、これについても神奈川県が伸びを欠く形となっている。神奈川県全体の保証債務残高（3 協会合計）において、神奈川県信用保証協会の横浜市・川崎市以外の部分のシェアを計算すると、2021 年 3 月末現在、件数ベースで 38.3%、金額ベースで 37.6%と相応のウェイトを占めているだけに、図表 1、2 でみた神奈川県全体の保証債務残高の他県と比べた際の低さは、横浜市・川崎市のような他の信用保証協会が存在する地区以外の地域での伸びの低さも影響しているように窺われる。

図表 18 各県の主要市以外の保証債務残高・件数（2019 年末 = 100）



〔出典〕各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

図表 19 各県の主要市以外の保証債務残高・金額（2019 年末 = 100）



（出典）各信用保証協会 HP の公表データを使って筆者作成。

4 | COVID-19 対応における商品供給の比較

以下では、新型コロナウイルス感染症緊急対策として2020年2月以降、打ち出された一般保証（信用保証協会の一般保証の枠内でのつなぎ資金等）、セーフティネット保証（経営安定関連保証）4・5号、危機関連保証などの枠組みの中で、ゼロゼロ融資に使われた商品の代表的なものを横並びで比較してみた。信用保証を活用した民間金融機関による無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資は、コロナ禍が当初広がる中、政府主導の信用保証を利用する全国統一的なスキームとして2020年5月に開始された。この仕組みは、信用保証を活用すると同時に、地公体のいわゆる融資制度の枠組みも同時に利用している仕組みでもあるため、（地公体の補助等により）金利面に差異がみられたものの、それ以外については、以下の比較で分かる通り、概ね同一内容の商品が提供されている。

金利面の差についてもレートのさほど大きくなく、コロナ禍という危機時の資金確保が最優先で先行きが不透明であった当時の局面を考えると、これら商品を利用する中小・零細企業側において、決定的な条件差として受け止められ有意な需要の違いとして現れた可能性は小さいと史料される。

（1）愛知県2協会の商品概要

愛知県信用保証協会と名古屋市信用保証協会の商品を比較すると、図表20の融資利率をみると、若干ではあるが、名古屋市の方が金利が低く設定されていることが分かる。当初3年間は利息については補助が出るとはいえ、その後は金利差が効く筋合いであるが、当初コロナ禍が広がる中においては当座の資金確保が優先されたように窺われ、保証債務残高全般への影響は限定的であったと史料される³⁰。

30 とはいえ、金融機関・信用保証協会の競争が強い名古屋地区では、「当地区は金利に対する意

図表 20 愛知県 2 協会の一部商品比較

	新型コロナウイルス感染症対応資金	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金
保証協会	愛知県信用保証協会	名古屋市信用保証協会
申込人資格要件	以下のいずれかに該当すること ①セーフティネット保証 4 号又は危機関連の認定を取得していること ②セーフティネット保証 5 号の認定を取得している個人事業主のうち小規模事業者であること ③セーフティネット保証 5 号の認定を取得しており、かつ認定書上の売上高等減少率が 15% 以上であること ④セーフティネット保証 5 号の認定を取得している法人又は個人事業主のうち小規模事業者以外であり、かつ認定書上の売上高減少率が 15% 未満であること	同左
責任共有	セーフティネット 4 号と危機関連保証に該当する場合は対象外 (100%)、セーフティネット 5 号の場合は対象 (80%)	同左
保証限度額	6,000 万円 (当初 4,000 万円から拡大)	同左
融資利率	3 年超 5 年以内 1.2% 5 年超 7 年以内 1.3% 7 年超 10 年以内 1.4% ただし、上記要件の①～③に該当する場合は当初 3 年分の利息を補助	3 年以内 1.1% 3 年超 1.2% ただし、上記要件の①～③に該当する場合は当初 3 年分の利息を補助
保証料率	0.85% 経営者保証免除対応確認書の提出により経営者保証を不要とする場合は 1.05% ただし、上記要件の①～③に該当する場合は当初保証料全額を、④に該当する場合は当初保証料の 1/2 を補助	同左
保証期間	3 年超 10 年以内、据置期間は 5 年以内	10 年以内、据置期間 5 年以内
物的担保	原則不要	同左
連帯保証人	法人代表者は原則連帯保証人となる (個人については原則要しない)	同左
取扱期間	2020 年 5 月初～ 2021 年 3 月末 (当初 2020 年 12 月までを延長)	同左

(出典) 経産省 HP 及び地区協会資料 (パンフレット等) より筆者作成。

(2) 岐阜県 2 協会の商品概要

岐阜県についても、岐阜県信用保証協会と岐阜市信用保証協会の商品を比較すると、図表 21 の融資利率をみると、岐阜市の方が小幅ながらも金利が低くなっている。愛知県のケース同様、当初 3 年間は利息に対して補助金が出るとはいえ、その後について金利差が影響する筋合いにある。

識が強く、金融機関競合の激しさも相まって、当初のコロナ禍の非常事態においては申し込みが集中した。検討時間が少ない中で、金利 0.1% とはいえ少しでも有利な商品 (協会) に集中したというのが実感 (名古屋市) との声も、2020 年前半の一部時期に限られるものの、聞かれたとのことである。ただ、後述のパネル分析においては、金利差はあまり効いていないようである。

図表 21 岐阜県 2 協会の一部商品比較

	新型コロナウイルス感染症対応資金	ぎふし新型コロナウイルス感染症対策資金
保証協会	岐阜県信用保証協会	岐阜市信用保証協会
申込人資格要件	以下のいずれかに該当すること ①中小企業新法保険法第 2 条第 5 項第 4 号の認定を市町村から受けること。 ②同第 5 号の認定を市町村から受けること。 ③同第 6 項（危機関連保証）の認定を市町村から受けること。	同左
責任共有	上記①③は責任共有対象外（100%）、②は対象（80%）	同左
保証限度額	6,000 万円（当初 3,000 円から拡大）	同左
融資利率	1.4% ただし、売上高が▲5%以上落ち込んでいる個人事業主及び▲15%以上落ち込んでいる小・中規模事業者は金利は当初 3 年間ゼロとなるほか、小・中規模事業者で▲5～▲15%落ち込んでいる場合は保証料が 1/2 となる。	1.1% （左欄・申込人資格要件の①、③の場合） 1.3% （同②の場合） 「ただし」以下は、同左。
保証料率	0.85% 経営者保証免除対応を適用する場合は 1.05% ただし、売上高が▲5%以上落ち込んでいる個人事業主及び▲15%以上落ち込んでいる小・中規模事業者は保証料は全期間、金利は当初 3 年間ゼロとなるほか、小・中規模事業者でいる上げが▲5～▲15%落ち込んでいる場合は保証料が 1/2 となる。	同左
保証期間	10 年以内、据置期間は 5 年以内	10 年以内、据置期間 5 年以内
物的担保	原則不要	同左
連帯保証人	法人代表者は原則連帯保証人となる（個人については原則要しない）	同左
取扱期間	2020 年 5 月初～2021 年 3 月（当初 2020 年 12 月末）	同左

（出典）経産省 HP 及び地区協会資料（パンフレット等）より筆者作成。

（3）神奈川県 3 協会の商品概要

神奈川県について、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会の商品を比較すると、図表 22 の融資利率をみれば分かる通り、他地域同様、神奈川県と比べて、横浜市、川崎市の方が僅かではあるが金利が低くなっている。

図表 22 神奈川県 3 協会の一部商品比較

	神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金	横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金	川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金
保証協会	神奈川県信用保証協会	横浜市信用保証協会	川崎市信用保証協会
申込人資格要件	以下のいずれかに該当すること ①セーフティネット保証 4 号の認定を受けた中小企業者（売上高等 20%以上減少） ②セーフティネット保証 5 号の認定を受けた中小企業者（売上高等 5%以上減少） ③危機関連保証の認定を受けた中小企業者（売上高等 15%以上減少）	同左	同左
責任共有	セーフティネット 4 号と危機関連保証に該当する場合は対象外(100%)、セーフティネット 5 号の場合は対象(80%)	同左	同左
保証限度額	6,000 万円（当初 3,000 円から拡大）	同左	同左
融資利率	セーフティネット保証 4 号・危機関連保証については 2 年以内 1.2%、2 年超 5 年以内 1.4%、5 年超 10 年以内 1.6% セーフティネット保証 5 号については 1 年超 5 年以内 1.6%、5 年超 10 年以内 1.8%	1 年以内 0.7% 以内 3 年以内 1.1% 以内 5 年以内 1.3% 以内 5 年超 1.5% 以内	1 年以内 0.9% 以内 3 年以内 1.2% 以内 5 年以内 1.4% 以内 5 年超 1.6% 以内
保証料率	0.85% （経営者保証免除対応を適用する場合は 1.05%） ただし、セーフティネット保証 4 号・危機関連保証はゼロ、セーフティネット 5 号は 0.41%（県の保証料補助によるもので他と異なる）	0.85% （経営者保証免除対応を適用する場合は 1.05%） ただし、セーフティネット保証 4 号・危機関連保証・セーフティネット 5 号の一部はゼロ、セーフティネット 5 号の一部は 0.425%（0.85%の 1/2）	同左
保証期間	セーフティネット保証 4 号・危機関連保証は 10 年以内、セーフティネット保証 5 号は 1 年超 10 年以内	運転・設備資金 10 年以内、据置期間は 60 か月以内	10 年以内とする
物的担保	原則不要	原則不要	原則不要
連帯保証人	法人代表者は①法人・個人分離、②資産超過を満たさなければ、連帯保証人となる（個人については原則要しない）	同左	同左
取扱期間	2020 年 5 月初～2021 年 3 月（当初 2020 年 12 月末）	同左	同左

（出典）経産省 HP 及び地区協会資料（パンフレット等）より筆者作成。

5 | COVID-19 下のパフォーマンスの差の背景として考えられる要因

前述 3. でみたように、コロナ禍の信用保証について、冗長性を有する地域におけるパフォーマンスに関して大きな差がみられたわけであるが、いったい何が影響しているのだろうか、考えてみたい。

(1) 金融機関の状況・スタンスの違い

信用保証協会の冗長性があるにもかかわらず大きな違いが発生する要因としてまず考えられるのは、案件を信用保証協会に持ち込む金融機関間の融資に対する積極性がどの程度あるかという問題である。プロパー貸を中心に融資が伸び悩み、預貸率が低下すれば、信用保証付き融資を利用して融資残高確保を図ろうと努めるであろうし、そこには金融機関間での競合も働く可能性がある。金融機関間の競合については、一般に金融業界では名古屋市は金融激戦区であると認識されており、名古屋市を中心としたエリアの貸出金利は「名古屋金利」としてよく知られている³¹。信用保証付き融資についても、企業に対する一義的な対応の中心は金融機関であることから、コロナ禍において当面の運転資金確保を図るための資金需要が拡大する中で、例えば2020年5月からのゼロゼロ融資開始といった局面では、金融機関間での競争の強さを背景に他地域より高い伸びを示現した可能性がある。金融機関サイドにおいては、コロナ禍の局面においてリスク回避意識が高まる中、金融機関の預貸率のこれ以上の低下を避けるため、リスクを抑えつつ中小企業に対して信用を供与するために公的信用保証を積極的に活用した可能性が高い。

(2) 信用保証協会の競合

次に考えられるのは、信用保証協会間での競合の程度である。すなわち、本稿でとり挙げた、愛知県・岐阜県・神奈川県（市で言えば名古屋市・岐阜市・横浜市・川崎市）のエリアでの信用保証協会の間での棲み分けが定着しているか、あるいは競合が働いているかによって、信用保証付き融資の伸びは異なると考えられる。例えば、信用保証付き融資が全国以上の割合で大きく増加した名古屋市については、愛知県信用保証協会と名古屋市信用保証協会が健全な形で競合している面があり、これが奏功した可能性がある。また、本稿でのテーマとなっている、地域における組織の冗長性もこの点と深く関係がある。

(3) 信用保証協会の対応能力の差

第三に考えられるのは、今次局面においては、民間金融機関による信用保証付きのいわゆるゼロゼロ融資が開始された2020年5月以降、集中的に信用保証付き融資への需要が高まり、この申請が殺到したことから、信用保証協会がこうした集中的な需要に対して対応できたかどうか問題となる。仮に信用保証協会ですmoothな対応ができない状況となれば、金融機関は案件の持ち込みを見合わせる可能性があるだろう。ただ、今回のパネル分析においては、この要因を説明変数としては加えることは行わなかった。

31 名古屋金利については、例えば、植林 [2018] を参照。

(4) 金利・条件

第四に考えられるのは、金利・担保など、信用保証付き融資の条件面での違いである。ただし、これに関しては、前述4.において簡単に点検したが、各地域、コロナ禍において各信用保証協会から供給された商品は、国が金利・保証料を負担するという仕組みのもと、金利面では若干の差があるものの、基本的には全国で大同小異の商品が提供されたため、商品性の違いでは説明できないように考えられる³²。

(5) 営業基盤（地域の経済状況）の差

第五に考えられるのは、営業地域において、どのくらいの数の中小零細企業が存在するか、どういった業種が多いか、健全性はどうかといった、需要面についての差である。今回のコロナ禍では、一般に、飲食、宿泊、交通関係、旅行、小売りの一部などが大きな影響を受けたとされ、こうした業種に属する中小企業が多い場合には保証付き融資に対するニーズが大きく盛り上がる可能性があったと考えられる。非常に大きな要因ではあるが、今回のパネル分析では、月次データの入手における制約の面から、説明変数としては、業種の違いについては含めていない。

(6) その他

その他には、金融機関の預金吸収動向（貸出と比べて預金の伸びが高ければ、金融機関が預貸バランスをとるため積極利用を考える可能性）、金融機関の健全性（健全性の低い金融機関はプロパー貸を回避し極力保証付き融資で対応する可能性）、モニタリングコストの差などが影響する可能性がある。

6 | モデル

5.の検討を踏まえて、可能な要素については組み込む形で貸出需要関数、貸出供給関数を想定し、それらを推計することで、どういった要因が信用保証のパフォーマンスにつながったのかを分析する。

(1) 信用保証付き貸出需要関数 $D(R, CI) = d_0 + d_1R + d_2CI$

R：貸出金利

CI：所得の代理変数としての各県の景気動向指数（一致指数）。もっとも、危機時においては、急速に低下することで企業・家計における予備的な資金需要の高まりを示す変数となることも想定される。県内所得等では月次でデータをとれないため、CI（景気動向指数コンポジットインデックス・一

32 しかしながら、注30でも既述した通り、程度は定かではないものの、地域によっては一時的に商品性の差が需要の格差につながったケースもみられるようである。

致指数) を利用。

需要面については、状況を想定するにあたって、信用保証付き融資の金利は固定化されているものの、例えば2020年5月時のゼロゼロ融資開始時には申し込みが殺到したほか、期間ごとにおおむね市場に応じた固定金利が提示されていることなどから考え、金利が多少は機能している状況を想定し、金利を説明変数として含めている。CIは通常であれば、景気が改善する局面では資金需要が保証付き融資を含めて増加することが想定されるが、今次局面におけるコロナ禍のような危機時においては、急速に景況感が悪化し予備的な資金需要が高まることが想定される。信用保証付き貸出需要関数は、単純化のため線形とした(供給関数も同様に線形を想定している)。

(1) 式において、 $d_1 < 0$ 、一方、CIは所得あるいは経済状況の代理変数であり、一般の銀行貸出同様、景気拡大時における前向きな想定すれば $d_2 > 0$ であるが、今次コロナ禍での局面のように、景気が急速に悪化し予備的需要が急速に高まる中、中小企業を中心にプロパー融資が使えず信用保証付き融資への需要が高まる場合には $d_2 < 0$ が想定される。

(2) 信用保証付き貸出供給関数

$$S(R, Dr, HHlofCG) = s_0 + s_1 R + s_2 Dr + s_3 HHlofCG$$

R: 貸出金利

Dr: 銀行間の競争度合いを示す指数として、当地での貸出金利から全国の貸出金利を控除することで計算。金融機関ごとの月次の貸出残高が公表されていないため月次のHHIを計算できないことから、代理変数として当地の貸出約定平均金利から全国の貸出約定平均金利を引くことにより、これが小さくなる、あるいはマイナス幅が大きくなる時は、金融機関間の貸出競争度合いが高まっていると考えた。

HHlofCG: 当該県あるいは市における各保証債務残高(件数)から計算したハーシュマン・ハーフィンダール指数。これが増大するときは寡占が進み競争度が低下、逆に減少するときは寡占度が低下し競争度が高まることを意味する。

供給面では、銀行間での競合が働くと考え、銀行間の競合の代理変数としてDr(貸出約定平均金利の全国との差)を含めた。当地貸出金利が全国より低い場合には、金融機関間での貸出競争が働くとみなし、これが保証付き融資に対しても正の影響があることを想定している。銀行間での競合が強ければ、先々の業容拡大を企図して、金融機関は我先にと信用保証付き融資を企業に対して斡旋し、信用保証協会の窓口を持ち込もうとするであろう。さらに、信用保証協会の間の競合がどう働くかを捉えるため、HHlofCG(各県あるいは各市における各信用保証債務残高から計算したハーシュマン・ハーフィンダール指数)を加えた。HHIはシェアの二乗和であるので、競合が強くと完全競争に近づけばHHIは低下するが、本ケースの場合、地域に信用保証協会は2つしか存在しないので、これが低下することは両社のシェアが50%に近づく、

すなわち業容が均等化の方向に向かうことを意味し、逆に上昇することはシェアの差が広がることを意味する。金融機関間の競合については、金融機関別の保証付き融資の月次計数から HHI を計算し、これを使うことが自然であるが、公表されていない地域があるため、代替指標として上記金利差を使った。

なお、銀行貸出に関する先行研究をみると供給関数の説明変数には、モニタリングコストとして、倒産（件数あるいは金額）などが含まれることが多いが、今回の推計は金融機関にとって信用コストが抑えられる保証付き融資が被説明変数であるうえ、今回の推計期間である 2018 年 1 月～2021 年 7 月にかけてはいずれの地域においても倒産状況は低位安定していることから、実際の推計においては、これを説明変数から外している。また、金融機関のプロパー貸出の推計に当たっては、説明変数に預貸バランスの影響を示すものとして預金残高など、銀行調達サイドの変数を含めることが多いが、今回においては説明変数としての説明力に乏しかったため、これを外している。

(2) 式において、R の係数 s_1 については $s_1 > 0$ 、Dr の係数 s_2 についてはマーケット・パワーが効き金融機関間の競合が保証付き融資の増加に繋がる場合（いわゆる市場構造成果仮説が成立する場合） $s_2 < 0$ 、むしろ寡占化が進んだ方が保証付き融資が増加する場合には、 $s_2 > 0$ となり、符号は事前に想定できない。

HHI of CG の計数の s_3 は、2 つあるいは 3 つの信用保証協会間での競合について示す指数である。HHI はシェアの二乗和であるから、これが上昇すれば寡占化が進んでいる、下落すれば競合が高まっていることを意味する。仮説が成立するかによって異なってくるが、そもそも県という括りで HHI を計算するかあるいは市という括りで HHI を計算するかによって説明変数の動きやレベルが全く異なるとみられ、実証結果によりそのインプリケーションが異なってくる。業容が拮抗し、競争原理が効く場合には、 $s_3 < 0$ となり、そうしたメカニズムが働かない場合には、 $s_3 > 0$ となる。

本定式化において同指数を含めたことの意味合いについて、ここで検討しておく。すなわち、説明変数を信用保証の HHI（の差分）、被説明変数に保証債務残高（の差分）としているということは、HHI はシェアの二乗和であるから、二つの信用保証協会の保証残高から計算した HHI 指数を説明変数とし、また同二信用保証協会の保証残高の和を被説明変数としていることになる。具体的には、それぞれの信用保証協会の保証残高を X、Y とすると、説明変数を $(X^2+Y^2) * 10000 / (X+Y)^2$ 、被説明変数を $X+Y$ として回帰計算をしている。ところで、コロナ禍のような急激な経済的変化が生じる局面では、 $X+Y$ 、 $(X^2+Y^2) * 10000 / (X+Y)^2$ ともトレンドを持って同じ方向に動く可能性があると考えられるべきであろう。すなわち、シェアの二乗和である $(X^2+Y^2) * 10000 / (X+Y)^2$ については、推計期間にもよるが、両機関の力関係、地域的業務特性が安定していれば、数年程度の期間で大きく変動することはないであろうから、本稿のように期間を 3 年程度に限って推計し場合、単位根をもつことになり、直接推計すれば説明力が高いことは当然ということになる。そこで、本稿では、両者について

差分をとったうえで推計を行った。その結果について考察したのは、市の信用保証協会が県内全体では低シェアであるが、市内のみをとれば高いシェアを有している中で、コロナ禍において、地域全体の信用保証の伸びにどういった影響を与えたのかということと、そうした状況の中での冗長性のあり方を考察することである。

ここで、(1) 式、(2) 式を使って R を表現し、これを (1) 式に代入することで R (金利) を消した形で信用保証付き貸出 (L) を表現すると、以下のようになる。

(3) 信用保証付き貸出

$$L = -\frac{d_0 s_1 - d_1 s_0}{d_1 - s_1} - \frac{d_2 s_1}{d_1 - s_1} CI + \frac{d_1 s_2}{d_1 - s_1} Dr + \frac{d_1 s_3}{d_1 - s_1} \text{HHIofCG}$$

ここで信用保証付き貸出 L は具体的には信用保証債務残高 (CGA) である。

上記式において、これまでの (1) 式、(2) 式の説明の通り $d_1 < 0$ 、 $s_1 > 0$ であることから、 $d_1 - s_1 < 0$ が想定される。 $s_1 > 0$ が想定されるので、予備的需要の高まりを背景に $d_2 < 0$ を想定すれば、CI の係数である $-d_2 s_1 / (d_1 - s_1)$ は負が想定されることになる。同様に考え、Dr の係数の $d_1 s_2 / (d_1 - s_1)$ については、銀行間に競争の原理が働き市場構造成果仮説が成立するなら負、効率的市場仮説が成立するなら正である。HHIofCG の係数の $d_1 s_3 / (d_1 - s_1)$ についても同様に考え、信用保証協会間について競合する方が保証付き融資が増加するのであれば負、独占的な方が保証付き融資が増加するのであれば正である。本稿では、冗長性が満たされる中で競争原理が働けば保証付き融資が増加すると考え、両者ともに負を想定することとする。

(3) 式を見易く書き直すと、

(3)' 信用保証付き貸出

$$L = a_0 + a_1 CI + a_2 Dr + a_3 \text{HHIofCG}$$

繰り返しになるが、事前には、 a_1 は景気が良くなる局面に保証債務残高が増加するのであれば正であり、コロナ禍のような危機時に増加するのであれば負であるが、本稿では $a_1 < 0$ を想定する。ただ、推計期間をどうとるかによっても異なってくるであろう。一方、保証債務残高に関して金融機関間の競争が効くのであれば $a_2 < 0$ 、むしろ寡占的な状況の方が当該地域全体での保証残高が増加するのであれば $a_2 > 0$ 、また、保証債務残高に関して、信用保証協会間での独占度あるいは寡占度が低下し競争が高まる方が、これが伸びるのであれば $a_3 < 0$ となり、逆に独占的な状況の方が伸びるといふことであれば $a_3 > 0$ となる。この推計式において、 a_3 が信用保証協会の冗長性と深く関係する指標であり、実証結果における a_3 のインプリケーションの考察が、信用保証協会の冗長性の意味合いを理解する材料になると考えられる。

後述 7. の推計結果では、県ベースのパネル分析、市ベースのパネル分析それぞれで、CI、Dr、HHIofCG を説明変数とする推計式 1 と CI と HHIofCG のみを説明変数とする推計式 2 の二つの推計式を推計した。

7 | 推計結果

県ベース及び市ベースでのパネル推計を実施する。推計に当たっては、CIは県ベースでは入手可能であるが、市ベースでは入手できないことから、名古屋市については愛知県 CI、岐阜市については岐阜県 CI、横浜市・川崎市については神奈川県 CI を利用した。また、貸出金利の全国との差 (Dr) については、神奈川県の貸出約定平均金利は入手できるものの、愛知県、岐阜県は個別県ごとには公表統計がなく東海地区ベース (日本銀行名古屋支店管内の愛知・岐阜・三重県ベース) のみ入手できるため、これを利用した。すなわち、神奈川県、横浜市、川崎市の金融機関間の競争度の代理変数である金利差には神奈川県の貸出金利を使い、愛知県、名古屋市、岐阜県、岐阜市の金利差には東海地区の貸出金利を使っている。このように、データの制約からかなりラフであり、テンタティブな位置づけの推計となることにご注意いただきたい。

まず、利用する変数の記述統計量を示す。

図表 23 記述統計量

	保証債務残高 (金額) : CGA						
	愛知県 (被説明変数)	名古屋市 (非説明変数)	岐阜県 (非説明変数)	岐阜市 (非説明変数)	神奈川県 (非説明変数)	横浜市 非説明変数)	川崎市 (非説明変数)
単位	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平均	2,274,971	687,518	472,664	43,864	1,509,483	707,907	227,334
メディアン	1,756,216	500,404	355,107	38,628	1,241,102	592,494	184,028
最大	3,479,887	1,101,932	708,347	68,836	2,089,898	986,537	318,164
最小	1,529,506	436,523	328,850	32,808	1,136,664	518,672	169,537
標準偏差	787,114	264,047	148,858	9,484	394,788	194,433	60,037
サンプル数	31	31	31	31	31	31	31
期間	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月
ADF検定・t値 ³³ (Prob.)	-0.425 (0.891)	-0.292 (0.914)	-0.209 (0.926)	-0.482 (0.880)	-1.206 (0.658)	-1.128 (0.690)	-1.380 (0.578)

	景気動向指数 (一致指数) : CI			全国との金利差 (貸出約定平均金利、当地—全国) : Dr	
	愛知県	岐阜県	神奈川県	東海地区 ³⁴ —全国	神奈川県—全国
単位	2015年 = 100	2015年 = 100	2015年 = 100	%	%
平均	93.59	89.82	88.02	-0.107	0.034
メディアン	93.10	88.20	90.50	-0.100	0.034
最大	108.10	102.02	104.80	-0.063	0.045
最小	76.20	74.49	61.60	-0.208	0.023
標準偏差	10.23	8.97	11.40	0.034	0.006
サンプル数	31	31	31	31	31
期間	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月
ADF検定・t値 (Prob.)	-1.368 (0.588)	-0.926 (0.770)	-1.479 (0.533)	-4.163*** (0.002)	-1.601 (0.468)

33 Augmented Dickey-Fuller 検定の略。なお、t 値につき単位根を有するという仮説を 1% 有意水準で棄却できる場合は***、5%で棄却できる場合は**、10%で棄却できる場合は*を付けた。結果をみると、金利差以外のすべての系列で棄却できない。

34 東海地区金利は、日本銀行名古屋支店管内 (愛知県・岐阜県・三重県) の地元地域銀行の貸

(図表 23 続き)

	保証債務残高・件数ベースのハーフィンダール・ハーシェマン指数（各保証協会シェア〈%〉の二乗和）：HHIofCG						
	愛知県	名古屋市	岐阜県	岐阜市	神奈川県	横浜市	川崎市
単位	%の二乗	%の二乗	%の二乗	%の二乗	%の二乗	%の二乗	%の二乗
平均	5,951	5,139	7,209	5,384	4,454	5,468	6,121
メディアン	6,128	5,096	7,205	5,336	4,451	5,419	6,120
最大	6,303	5,243	7,371	5,551	4,552	5,730	6,153
最小	5,551	5,058	7,121	5,210	4,353	5,266	6,089
標準偏差	287.86	61.59	79.70	123.28	76.23	172.23	17.75
サンプル数	31	31	31	31	31	31	31
期間	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月	2019年1月～ 2021年7月
ADF検定・t値 (Prob.)	-0.388 (0.898)	-0.542 (0.867)	-2.481 (0.130)	-1.147 (0.682)	-0.086 (0.942)	-0.546 (0.867)	-1.411 (0.563)

次に、推計結果を示す。推計に当たっては、(図 23) 記述統計量でみたとおり、貸出金利差 (Dr) 以外の変数については、単位根の問題があるので、すべて階差をとって行っている。

県ベースパネル分析は、愛知県・岐阜県・神奈川県の3県のデータを使って、パネル推計を実施した。推計に当たっては、同時性の面から内生性の問題があるため、TSLSを用いている。推計結果(図表 24)を愛知県と全国と比較してみると、まず県ベースでの推計式1(変数制約の関係から Random effects 推計式を使えないため Fixed effects 推計式を選択)については、金融機関間の競合状況の代理変数として入れた Dr の係数が想定通り有意に負(金融機関間の競合が厳しくなると保証債務残高が増加する)となったものの有意ではなかった。また、CI の係数については、想定通り負となったものの有意にはなっていない。

一方、保証協会間の競合状況を示す HHIofCG の係数は有意に負となった。これは、(HHIofCG の増加は寡占化あるいは独占化の進展を意味するので)県内でシェアの低い各市の信用保証協会の(件数ベースでの)信用保証シェアの増加が県内の全保証債務残高にプラスに寄与することを意味する。

説明変数 Dr を外して推計した推計式2については、Hausman 検定の結果、Random effects 推計式が採択されたが、推計式1と同じインプリケーションを持つ係数等の結果となった。

出約定金利(総合)、神奈川県は、神奈川県内に本店を有する地域銀行・信用金庫の貸出約定金利(総合)、一方、全国は国内銀行の貸出約定金利(総合)。このため、業態が必ずしも一致していないことに注意。

図表 24 県ベースパネル分析の推計結果³⁵

		県ベースパネル分析					
		推計式 1			推計式 2		
		係数	t 値	Prob.	係数	t 値	Prob.
被説明変数		保証債務残高(金額)の階差(CGA - CGA(-1))			保証債務残高(金額)の階差(CGA - CGA(-1))		
説明変数	定数項	14,215.1	2.041	0.044	345.8	0.040	0.967
	景気動向指数・一致指数(CI)の階差	-1,678.3	-0.586	0.559	5,715.0	0.572	0.568
	貸出金利の全国との差(DR)	-105,523.2	-0.889	0.376	-	-	-
	信用保証件数の協会シェアから計算したHHI(HHlofCG)の階差	-2,511.3	-3.301	0.001***	-3,329.5	-7.440	0.000***
観測データ数		31(月)×3(県)			31(月)×3(県)		
推計期間		2019年1月～2021年7月			2019年1月～2021年7月		
推計方法		TSLS			TSLS		
自由度調整済R ²		0.555			0.036		
Chi ²		-			0.669 (Prob 0.715)		
Hausman 検定の選択		(Fixed) ³⁶			Random		

次に、市ベースのパネル分析の結果を示す。市ベースパネル分析は、名古屋市・岐阜市・横浜市・川崎市の4市のデータを使って、パネル推計を実施した。こちらのパネル分析の結果をみると、まず、経済状況を示すCIの係数(景気要因)³⁷、金融機関の競争状況の代理変数として含めたDrの係数については、いずれも有意とならなかった。

一方、HHlofCGの係数については、県ベースのパネル分析の推計結果とは逆に、有意に正となった。各市内でシェアが高いのは、県内全体とは異なり、各県の信用保証協会ではなく)各市の信用保証協会であることを踏まえると、県ベースの推計結果と市ベースの推計結果は整合的なインプリケーションを示しており、当該推計式についてみれば、市内でシェアが高い各市の信用保証協会の保証件数が伸び、シェアが高まることで、市内全体での保証債務残高の増加に資することを意味していると言える。

35 パネル推計はEViews11を使用した。

36 クロスセクションの数が変数の数を下回っており、Random effects 推計式は算出できず、Hausman 検定は実施できない。このため、市ベースの推計結果も踏まえ、Fixed effects 推計式を掲載している。

37 階差をとらない場合には有意に負となり、景気が悪化すれば信用保証の増分が増えるという推計結果が得られたが、明らかに単位根の問題があるので、ここで示さない。

図表 25 市ベースパネル分析の推計結果

		市ベースパネル分析					
		推計式 1			推計式 2		
		係数	t 値	Prob.	係数	t 値	Prob.
被説明変数		保証債務残高(金額)の階差(CGA - CGA(-1))			保証債務残高(金額)の階差(CGA - CGA(-1))		
説明変数	定数項	-688.9	-0.315	0.753	-2,710.5	-0.324	0.745
	景気動向指数・一致指数(CI)の階差	245.7	0.279	0.780	-660.0	-0.741	0.459
	貸出金利の全国との差(DR)	-7,316.2	-0.494	0.621	-	-	-
	信用保証件数の協会シェアから計算したHHI(HHIofCG)の階差	1,187.9	6.113	0.000***	1,625.8	3.449	0.000***
観測データ数		31 (月) × 4 (市)			31 (月) × 4 (市)		
推計期間		2019年1月～2021年7月			2019年1月～2021年7月		
推計方法		TSLS			TSLS		
自由度調整済R ²		0.010			0.246		
Chi ²		0.000 (Prob 1.000)			0.629 (Prob 0.730)		
Hausman 検定の選択		Random			Random		

(注1) *は10%有意、**は5%有意、***は1%有意。なお、定数項にはアスタリスクをマークしていない。

(注2) 推計に当たっては、EViewsを使い、操作変数法(TSLS)を採用した。

本稿のテーマである信用保証協会の地域的な冗長性ということを考えてとき、ポイントとなるのがHHIofCGの係数である。両者はともに1%で有意であるが、係数符号は逆方向で絶対値もともに大きい状況にある。これは一見矛盾しているようにみえるが、6.(2)式以下で説明した点を踏まえると、理解は容易である。すでに3.の図表4、表5、表8、表9、図表11、図表13でみた通り、各地域とも、県内においては、各県の信用保証協会(愛知県信用保証協会、岐阜県信用保証協会、神奈川県信用保証協会)のシェアは高く、市単位での信用保証協会(名古屋市信用保証協会、岐阜市信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会)のシェアは低い。一方、各市内においては、それぞれの市の信用保証協会のシェアが各県の信用保証協会のシェアを上回っている。それを踏まえると、県単位での推計式においてHHIofCGの符号が有意に負であるということは、(HHIの増加は寡占化を意味するので)県内でシェアの低い各市の信用保証協会の信用保証の増加が全保証債務残高にプラスに寄与することを意味し、市単位での推計式においてHHIofCGの符号が有意に正であるということは、(HHIの増加は寡占化を意味するので)市内でシェアの高い各市の信用保証協会の信用保証の増加が全保証債務残高にプラスに働くことを意味する。そういった意味から考えれば、県内ではシェアが低く市内でシェアが高い各市の信用保証協会の相対的な(各県単位の信用保証協会を上回る)信用保証の増加が全体の増加に資することに繋がるというインプリケーションが導かれる。名古屋市、岐阜市、横浜市、川崎市は当該県の中で中核的な都市であり、コロナで影響を受けた飲食業、観光業など

も多いと考えられ、県内全体ではシェアが低いが当該市においてはシェアの高い各市の信用保証協会が、コロナ禍で信用保証の件数を相対的に高めることでシェアを上げれば、当該地域全体での保証債務残高の増嵩に繋がり、コロナで影響を受けた中小企業の当面の運転資金確保に資することになる。そうした観点から考えると、地域における信用保証協会の冗長性は、危機対応の面からみれば意味がある方向に機能する可能性があると言える。それが機能する前提としては、各地域の県と市の信用保証協会や金融機関が完全に棲み分けるのではなく健全な形で競合していることが必要と考えられる。また、こうした図式は、市内においてもシェアが県信用保証協会よりも小さい状況になってしまえば成立せず、この点は重要である。

8 | 結語、今後の課題

これまで地域において類似した機能を有している複数の公的機関に関しては、大阪府・大阪市の二重行政是正の議論でみられたように、ともすれば、重複性・冗長性を排除し、効率性を追求する立場の議論が多かった。それは、経常的な費用の観点、国民負担だけを考えれば、正鵠を得ている。しかし、しばしばみられるような運営面での放漫な管理などプリミティブな面は当然是正すべきであるとして、あらゆる機能について冗長性、重複性が望ましくないと考えるべきかと問われれば、必ずしもそうとはいえず、特に、経済危機が生じるような局面を想定すると、経済的・社会的にみて重要な機能については慎重に検討すべきであるとする。本稿の冒頭にも述べたが、例えば、飛行機の高度計など、一つの組織内の機能においてどうしても必要な、機能しないと重大事故に繋がるような計器類については安全工学の観点から広く一般に備えられるべきものとされているものは数多くみられるほか、金融実務においても、例えば、金融機関の勘定系をつかさどるコンピュータのバックアップセンターの存在などが例として挙げられよう。こうした機能の重要性は、一つの組織内に限らず、社会全体・経済全体についても当てはめ得るように考えられる。翻って本件のように、歴史的な過去の経緯から、特定の地域において信用保証協会という公的機関がたまたま冗長的に存在している場合、これを単に無駄であると決めつけることは得策ではないように思える。こうした機能を有効に活用することが、とりわけ危機時においては、地域経済全体にとって望ましい可能性があることを指摘しておきたい。本稿での分析結果は、県全体では相対的に業容の小さい市の信用保証協会が、各県・各市においてコロナ危機の状況で機能を発揮し、シェアを高めるような方向に動いて、全体的な保証債務残高の増加に繋がれば、危機時の中小・零細企業の資金確保にプラスになることを意味している。飲食、サービスなど各市信用保証協会が存立しているような地域における人口密集地域でそれら業種に対してより狭域的に業務を展開しており、歴史的にも根付いている信用保証協会が存在し機能することは、できるだけ短時間で当面の必要資金を確保する必要がある中小企業にとって危急存亡の局面では、相応の意味が

あることを示唆しているように思える³⁸。もちろん、中期的な財務の健全性を考えれば、危機的状况が一段落し、予備的動機が低減した局面において、速やかにこうした対応を収束させ、各信用保証協会が財務の健全性の確保に努めることが重要であることは言うまでもない。

本稿でのパネル分析はデータ制約が強い中、簡単に入手可能なデータを使ってラフに行ったものであり、例えば、県と市で同じCI（景気動向指数）を使う、愛知県と岐阜県、名古屋市と岐阜市で同じ金利を利用しているなど、推計式については問題点が残っている。今後、データ、推計方法を見直し、工夫を加えて行っていくことで、本稿で示されたインプリケーションを確認していきたい。

[2021年12月7日提出]

参考文献

- 愛知県信用保証協会 20 年史編集委員会 [1969]『愛知県信用保証協会 20 年史』愛知県信用保証協会
- 植林 茂 [2018]「いわゆる名古屋金利に関する一考察」『椋山女学園大学研究論集』第 49 号, 社会科学篇 p.p.63-75
- 一 [2021]「COVID-19 と信用保証 ―愛知県における貸出への影響についてのリーマンショック時との比較―」『社会とマネジメント 第 18 巻』椋山女学園大学 現代マネジメント学部
- 打田委千弘 [2011]「地域経済に対する地域金融機関・信用保証の影響について ―愛知県の市町村データを用いた分析―」『経済論集』愛知大学経済学会
- 江口浩一郎 編 [2005]『信用保証』（第 3 版）金融財政事情研究会
- 川村一彦 [2020]『戦後日本の回想・S24 年』Amazon Kindle 版 p.39
- 北野宏明 [1999]「システム・バイオロジー概論」人工知能学会誌第 15 巻第 1 号 (2000 年 1 月)
- 北野宏明・竹内 薫 [2007]『したたかな生命』ダイヤモンド社
- 岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会 [2012]「岐阜市信用保証協会のあり方について 報告書」平成 24 年 3 月 岐阜市 HP
- 菊池貞三 [1963]「秋田県信用保証協会と能代市信用保証協会との合併について」『中小企業信用保険公庫月報 1963 年 6 月』中小企業総合研究機構 p.p.6-7
- 金 景根・家森信善 [2021]「日韓台の信用保証機関の効率性に関する研究」2021 年春季金融学会発表資料 (2021 年 5 月 29 日)
- 近藤万峰 [2012]「リーマン・ショック後における地域銀行の信用保証制度の利用状況」『商学研究』第 52 巻第 1・2 号、愛知学院大、pp.117 - 131

38 高い伸びが実現されるためには、冗長性を満たすだけでなく、各保証協会や金融機関が棲み分けるのではなく、競合関係が働くことが必要なことも指摘しておく。

- 田口周平 [2021]「保証協会に求められるゼロゼロ融資先への「伴走支援」」『週刊金融財政事情 2021.10.26-11.2』金融財政事情研究会 p.p.24-27
- 名古屋市信用保証協会 [1988]『名古屋市信用保証協会四十年史』名古屋市信用保証協会
- 名古屋市信用保証協会 [1998]『名古屋市信用保証協会五十年史』名古屋市信用保証協会
- 藤川なつこ [2015]「高信頼性組織研究の理論的展開 ——ノーマル・アクシデント理論と高信頼性理論の統合の可能性——」『組織科学 Vol.48,No.3』組織学会 p.p.5-17
- 向殿政男 [2017]「安全設計の考え方について ～安全学の視点から～」『分離技術 No.5,vol.47』分離技術会
- 宮崎浩一・向殿政男 [2007]『安全設計の基本概念』日本規格協会
- 家森信善 [2004]『地域金融システムの危機と中小企業金融』千倉書房
- Albeltazzi, Ugo and Bottero, Margherita [2013] “The Procyclicality of Foreign Bank Lending: Evidence from the Global Financial Crisis” Bank of Italy Research Paper Series (Working Papers) No.926, July 12, 2013
- Lala, Parag K. [1988] 『フォールト・トレランス入門』オーム社

---[著者略歴]---

植林 茂 (うえばやし しげる)

1958年 東京都生まれ

所 属・現 職 梶山女学園大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科・教授

最終学歴・学位 埼玉大学大学院経済科学研究科博士後期課程修了・博士（経済学）

所 属 学 会 日本金融学会, 景気循環学会, ほか

主 要 業 績 『金融危機と政府・中央銀行』（単著）（日本経済評論社, 2012年）

『日本金融の誤解と誤算』（共編・共著）（勁草書房, 2020年）

「銀行貸出と景気動向指数、預金量等との関係についての分析」景気循環学会『景気とサイクル』66, (2018年)

「銀行店舗寡占度の都道府県別貸出等への影響についての長期的分析 —Fintech時代へのインプリケーション—」『大銀協フォーラム研究助成論文集』23, (2019年)